

県民税配当割（県税）

上場株式の配当などが支払われる際、県民税配当割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、株式会社などから配当等の支払いを受ける人が、その株式会社などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける配当等の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

配当等には、上場株式等の配当のほか、特定公社債等（国債、地方債、公募公社債、上場公社債など）の利子、特定口座外の割引債の償還差益、公募証券投資信託の収益の分配に係る配当などが含まれます。

※平成28年1月1日以降に支払いを受ける特定公社債等の利子については、利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となっています。また、平成28年1月1日以後に支払われるべき特定口座外の割引債の償還金に係る差益金額に対して配当割が課税されています。

（※）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける配当等については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆非課税

障がい者等の少額公債（国債及び地方債の額面350万円まで）の利子に対する少額公債非課税制度（特別マル優）などがあります。

◆申告と納税

株式会社などが、配当等の支払いを行った月の翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座内で受け入れる上場株式の配当などについては、当該口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算が可能となるため、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入することとなります。（この場合の源泉徴収義務者は当該口座が開設された証券会社となります。）

◆市町村への交付

県に納入された県民税配当割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町村に対し交付されます。